

公的年金等を受給しているひとり親家庭の方 または
新型コロナの影響で家計が急変したひとり親家庭の方へ

子育て世帯生活支援特別給付金 の申請はお済みですか？

児童1人当たり **5万円**が受け取れます！
お早めに支給要件をご確認ください！

支給対象となる方

- 児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを監護等している方であつて、以下の①または②のいずれかに該当する方
 - ▶ 平成15年4月2日以降に生まれたお子さんが対象です。
(障害の状態にあるお子さんの場合は平成13年4月2日以降)
- ① 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない。
 - ▶ 「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。
- ② 平成31年(令和元年)の収入が、児童扶養手当の所得制限限度額を上回っていたため、令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている。

※ただし、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

支給手続きについては裏面に掲載しています。

- 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。
* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

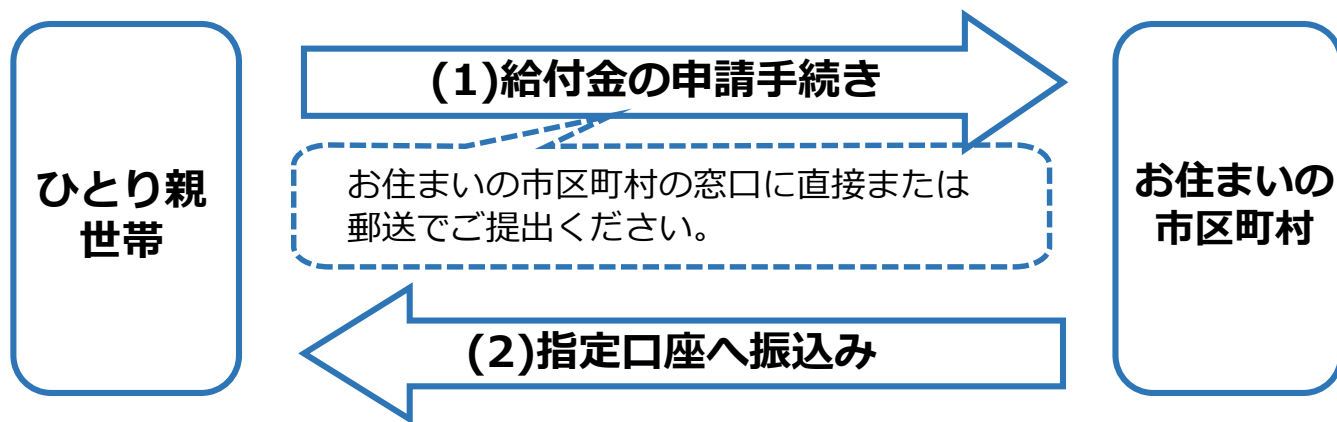
0120-400-903 (受付時間：平日9:00～18:00)

■ 宿毛市役所 福祉事務所 子育て推進係

0880-63-1114 (受付時間：平日8:30～17:15)

給付金の支給手続き

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。



給付金について、よくあるご質問

- Q) 公的年金を受給しているため、児童扶養手当の申請はしていません。給付金の申請をすれば、受け取れますか？
- A) 給付金の支給要件を満たす場合は、支給されます。
- Q) 新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変したかどうかは、どのように確認するのですか。
- A) 申請した月に可能な限り近接した1か月の収入額について、12か月換算した収入見込額が児童扶養手当の支給制限限度額と同等の収入額未満となれば支給対象です。
- Q) 扶養義務者の収入が減少した場合でも家計急変といえますか。
- A) 消費生活上の家計が同一である扶養義務者の収入が減少した場合でも給付金の対象になります。
- Q) 添付書類である「収入の額が分かる書類」とはどのようなものですか。
- A) ・給与収入を有する方は給与明細など
・事業収入または不動産収入を有する方は帳簿など
・公的年金等収入を有する方は年金額改定通知書などをご提出ください。



**「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。